

## 会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-4566-2511

附属機関又は 会議体の名称	平成 30 年度 政策経営会議（第 2 回）	
事務局(担当課)	政策経営部企画課	
開催日時	平成 30 年 6 月 19 日（火）午後 1 時 30 分～2 時 30 分	
開催場所	庁議室	
議題	1. 中池袋公園への指定管理者制度の導入について 2. 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の策定に向けた 中間まとめの公表について 3. （非公開）	
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条各号に掲げる非公開情報に該当する事項につ いて審議等を行うため。
	会議録	案件 1・案件 2: 公開 案件 3: 非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第 7 条第 6 号に掲げる非公開情報に該当するため
出席者	委員	区長、副区長(2)、教育長、政策経営部長、総務部長、企画課長、財政課長(欠)、 行政経営課長、区長室長
	説明者	公園計画特命担当課長、Hareza 池袋調整担当課長、土木担当部長、文化商工 部長、都市計画課長、都市整備部長、学習・スポーツ課長
	事務局	企画課企画担当係長

## 審議経過

### 案件 1 : 中池袋公園への指定管理者制度の導入について

#### (1) 案件の説明

Hareza 池袋エリア全体でのにぎわい創出と文化発信を高いレベルで達成するため、中池袋公園に指定管理者制度を導入し、公募により事業者を募集したい。なお、指定管理期間については通常 5 年であるが、自主事業による民間の投資回収を考慮し、当初から 10 年間としたい。

現在、区内で指定管理者制度を導入している公園は、「目白庭園」[南長崎中央公園]の 2 か所である。

「中池袋公園の指定管理者が行う業務は、指定事業として清掃・剪定・舗装、照明等施設管理・警備業務等の公園維持管理業務、Hareza 池袋全体で開催する区主催のイベントを年 1 回程度実施する。また、自主事業としては、民設民営によるにぎわい施設の運営、これはカフェのようなシンボル施設を想定している。中池袋公園スペース貸出、地域イベントとの連携、建物での開催イベントの PR 及び案内、その他提案事業としている。

次に、指定管理施設とする理由である。一点目は、中池袋公園は、「国際アート・カルチャー都市」を牽引する新たなランドマークとなる Hareza 池袋の一角を担い、オフィス棟や新ホール棟と一体となって、新たなにぎわいを高いレベルで発信していくことが求められている。それにはマネジメント能力のある民間等が指定管理者となり、新ホール棟でのイベントに併せた催し物や区民ニーズに応える新たなイベントを積極的に開催し、本公園が持つポテンシャルが最大限に発揮され、Hareza 池袋に相応しいにぎわいを創出することが求められている。

二点目は、安全・安心対策の強化である。イベント開催時や災害時においては、一次待機場所である本公園は、周辺の建物からも多くの避難者が集まることが想定される。指定管理者とすることで、状況に応じた警備体制等を柔軟に対応することができ、安全・安心がより適切かつ効率的に確保することができる。

三点目は、指定管理者は、区の承諾を得て、イベントの開催やシンボル施設の設置等の自主事業を実施でき、この収益が指定管理料の縮減につながり、また、清掃や警備等を一元的に請け負うことで、経費の縮減が期待できる。

最後に指定管理者選定スケジュールだが、本年 8 月に審査委員会で要項審査を行い、その後 2 か月程度公募期間を置き、11 月末に一次審査、12 月末に二次審査を行い、候補者を決定し、31 年第 1 回定例会で指定議決を得る。指定管理の開始時期は、31 年 7 月以降を予定している、改修工事は本年 10 月から開始し、約 10 か月かかり、竣工は来年 8 月末を予定している。

#### (2) 主な意見と質疑

区 長：目白庭園と南長崎中央公園は指定管理だが、指定管理料はどれくらいか。

説明者：目白庭園は 1 千 5 百万円程度、南長崎中央公園は 2 千万円程度である。

区 長：中池袋公園は、どのくらいになりそうか。

説明者：現在の維持管理費は、約 1 千 4 百万円程度かかっている。これには、トイレの維持管理費や水道代が含まれている。これを含めないと、まだ未精査の段階だが、900 万円弱になるのではないかと考えている。

区 長：それから、年 1 回のイベントというのは何か。

説明者：既存のイベントのことでなく新しいイベントで、ハレザ池袋のにぎわいを大きく創出

できるものを新たに行ってもらことになる。

区 長：当初からよく検討してほしい。それから、災害時の避難場所として、この中池袋公園を中心にハレザ池袋全体で取り組むという方向を打ち出してほしい。安全・安心なまちづくりの拠点、災害に強いまちをアピールしてほしい。

説明者：その点は要項の中に、きちんと盛り込んでいく。

区 長：非常用発電機や備蓄倉庫は、設置するのか。

説明者：3棟すべてに設置する。

区 長：ハレザ池袋全体で災害対策に取り組む。これは災害に強い、安全・安心なまちづくりを目指す本区にとって画期的なことだと思う。

それから、公園の工事前に、事業者を募集することは、問題ないか。

説明者：工事と指定管理者の募集とは別なので、問題ない。

副区長：ほか、よろしいでしょうか。

区 長：結構である。

### (3) 結論

中池袋公園に指定管理者制度を導入し、公募により事業者を募集する。

## 案件 2：「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の策定に向けた中間まとめの公表について

### (1) 案件の説明

概成の都市計画道路の在り方について、東京都と特別区 23 区及び 26 市 2 町で検討してきた。このたび、東京における都市計画道路の在り方に関する基本的な考え方を「中間のまとめ」として取りまとめたので公表してもよいかお諮りしたい。

現在、都内には 1,407 路線、3,210Km の都市計画道路があるが、概ね 10 年間で優先的に整備すべき路線を示した事業化計画を平成 28 年にまとめている。都市計画道路の必要性の検証を行い、適宜、計画の見直しを行ってきたところである。

現行の「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に基づき、優先整備路線等の整備を推進することにより、2040 年代には、都市計画道路の約 8 割が完成する。残る 2 割については、将来都市計画道路のネットワークの検証を行い、その必要性を前回までの検討で確認しているが、事業着手まで 20 年以上かかってしまうため、都市計画法による建築制限がさらに長期化することが想定される。

こうしたことから、「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」との基本的な考え方にに基づき、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路の在り方について検討を進めた結果、その内容を「中間のまとめ」として公表する予定である。

スケジュールは、平成 30 年度早期に「中間のまとめ」を公表する。今の予定では、7 月 9 日を考えている。平成 30 年度末を目途に基本方針を策定する。7 月 9 日から 8 月 10 日までパブリックコメントを予定している。なお、これについては 7 月 2 日の都市整備委員会で報告する予定である。

次に、「中間のまとめ」の内容を説明する。豊島区に関係してくるのは 1 路線であり、検証項目は、概成道路における拡幅整備の有効性の検証に関わるものである。検証の視点は、概成道路の車

道部・歩道部それぞれの構成要素に対して道路構造条例等の基準に当てはめ、現道幅員の評価を行う。さらに、歩行者の状況やバス路線の運行状況、防災都市づくり推進計画などの地域の実情も踏まえ、計画存続あるいは計画変更を検証するものである。

今後の進め方は、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を、平成 30 年度末を目途に策定する。その後、「都市計画区域マスタープラン」を 2020 年度目途に策定する。この改定以降、その必要性を検証した上で、都市計画手続きをすることになるので、大分先になる。

豊島区に関係してくるのは大塚通り、大塚駅前から春日通り、大塚病院の方へ抜けていく、補助 79 号線である。これは延長 870m だが、豊島区の区域では 820m 接している。計画幅員が 20m のところ、現況は 18.23m となっている。ここが検討の対象のところである。このままの幅員で都市計画変更するか、20m まま残して都市計画変更しないかという判断をしていくことになる。

## (2) 主な意見と質疑

区 長：豊島区に関係するのはここだけか。

説明者：ここだけである。

説明者：都市計画決定されたのは幅員 20m で、現況は 18.25m である、1.75m 拡幅しなければいけないが、今回の見直しでは、車線数で交通量が制限されて、いろいろ道路交通量を斟酌しながら検討していくと、道路交通量は問題ない。今後の見直しに当たっては、都市計画決定している 20m を、現道に合わせて都市計画を変更して 18.23m にしてしまうかどうかを検証対象になる。

副区長：これから整備すると言っても、20 年間手つかずの道路が都内にはたくさんある。豊島区の場合にはそれが一つしかないということ。そういう道路の都市計画決定を変更するかどうかを検証することになる。

説明者：豊島区の場合は、かなり多くの補助整備路線の事業化を進めたので、まったくいま事業化の目途がたっていないのはここだけである。

副区長：「中間のまとめ」を公表することについて、いかかですか。

区 長：結構である。

## (3) 結論

東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針「中間まとめ」の公表について、了承する。

### 案件 3 : (非公開)

会議の結果	1. 中池袋公園への指定管理者制度の導入について	⇒ 決定
	2. 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の策定に向けた中間のまとめの公表について	⇒ 決定
	3. (非公開)	

提出された資料等	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 中池袋公園への指定管理者制度の導入について</li><li>2. 「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」の策定に向けた中間まとめの公表について 東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針「中間のまとめ」(案)</li><li>3. (非公開)</li></ol>
----------	--